

# 第1章 総則

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という）は、成田市水道事業給水条例、成田市水道事業給水条例施行規程に基づき、給水装置の配水管への取り付け口から量水器までの工事の施行に関し、当該工事に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質の基準、工法並びにその他の工事上の条件について定めるものである。

### 1.2 関係法令等

給水装置工事の施行にあたっては、水道法、水道法施行令、給水条例及び施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。関連法令を以下に列挙する。

- ・水道法
- ・水道法施行令
- ・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- ・給水装置の構造及び材質の基準に係る試験
- ・成田市水道事業の設置等に関する条例
- ・成田市簡易水道事業の設置等に関する条例
- ・成田市水道事業給水条例
- ・成田市簡易水道事業給水条例
- ・成田市給水条例施行規程
- ・成田市指定給水装置工事事業者規程
- ・給水装置工事検査要綱
- ・既設装置の給水装置認定取扱要綱

上記のうち、「成田市水道事業給水条例」、「成田市簡易水道事業給水条例」、「成田市給水条例施行規程」、「成田市指定給水装置工事事業者規程」、「給水装置工事検査要綱」、「既設装置の給水装置認定取扱要綱」については、後述の「第8章 給水装置工事関連条例及び要綱等」を参照のこと。

### 1.3 用語の定義

「管理者」とは水道事業管理者の権限を行う市長のことをいう。

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）

なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、または他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。ビル等でいったん水道水を貯水槽に受けて給水す

る場合には、配水管から貯水槽への注水口までが給水装置であり、貯水槽以下はこれに当たらない。

「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕、撤去に関する工事をいう。

「工事事業者」とは、水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者が指定した指定給水装置工事事業者をいう。

「給水装置工事主任技術者」とは、水道法第 25 条の 4 第 1 項により、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうち、工事事業者が選任した者をいう。

「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（水道法第 14 条第 2 項第 5 号）

#### 1.4 給水装置の種類

給水装置は、次の種類とする。

(1) 専用給水装置

1 世帯または 1 箇所専用する給水装置をいう。

(2) 共用給水装置

1 個の水栓を 2 世帯以上で共用する場合、または、公衆の用に供する場合の給水装置をいう。

(3) 私設消火栓

消防用に使用するため設置した給水装置をいう。

#### 1.5 給水装置工事の種類

給水装置工事の区分は、次のとおりとする。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

(2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替若しくは布設替え等を行う工事のほか、給水装置の位置変更等がある。

(3) 修繕工事

原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事であり、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

※ 給水装置の軽微な変更（施行規則第 13 条）

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）をいう。

(4) 撤去工事

給水装置の一部もしくは全てを撤去する工事。

## 1.6 指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正によって新たに設けられた制度であるが、これは、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定給水装置工事事業者について、水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。

水道法第16条2では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めている。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、市へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うことになる。

指定工事事業者は、法及び施行規則に定められた事業者の運営の基準を遵守し、違反した場合は、指定の取り消し又は効力の停止の処分を受けることがある。

(法第25条の11、給水条例第26条第3項)

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

1. 給水装置工事ごとに、当該工事に関する技術上の管理を行う給水装置工事主任技術者を指名すること。
2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
3. 上記の工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
5. 次に掲げる行為を行わないこと。
  - (1) 構造及び材質基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
6. 施工した給水装置工事ごとに、1により指名した給水装置工事主任技術者に記録を作成させ、作成の日より3年間保存すること。給水装置工事の記録として作成する事項は次に掲げるものとする。
  - (1) 施主の氏名又は名称
  - (2) 施行の場所

- (3) 施行完了年月日
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 竣工図
- (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- (7) 構造及び材質基準に適合していることの確認方法及びその結果

#### 1.7 給水装置工事主任技術者の職務と役割（法第 25 条の 4 第 3 項）

給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という）は、給水装置工事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定給水装置工事業業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 4 条の基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての水道事業者との連絡又は調整
  - ① 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
  - ② ①の工事、及び、給水管の取り出し部から水道メーターまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
  - ③ 給水装置工事を完成したときの連絡

以上のことから、主任技術者の役割は以下の通りとなる。

- (1) 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続などを熟知していなければならない。
- (3) 主任技術者は、適切な技能を有する者等、給水装置工事に従事する従業員等に対して施行する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

#### 1.8 給水装置工事に従事する者の責務（法第 25 条の 4 第 4 項）

給水装置工事の現場において工事の作業を行う、または監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第 25 条の 4 第 4 項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」こととされている。

これは、主任技術者が前述した職務を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実効性を持たせることが不可欠であるからである。また、所属する指定工事業者の技術者や技能者の技術力向上のために、主任技術者が給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。